



2022年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社 大光銀行
代表者名 取締役頭取 石田 幸雄
(コード番号 8537 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員
総合企画部長 相場 実
電話番号 (0258) 36-4111 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第120回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第16条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p><u>第17条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則第1条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第17条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u> <u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第18条～第41条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第18条～第41条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>第1条 現行定款第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示) の削除および変更案第17条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022年9月1日 (以下、「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行の定款17条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 定款一部変更の日程

第120回定時株主総会 2022年6月24日 (予定)
定款一部変更の効力発生日 2022年6月24日 (予定)

以上

【本件についてのお問い合わせ先】 電話 0258(36)4111
総務部 総務グループ/村山 (内線 3214)